

# 令和6年4月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

# 令和6年4月定例教育委員会提出案件

(令和6年4月26日提出)

## (議案事項)

議第10号 中津市公民館条例の一部改正について P 1

## (報告事項)

報 告 中津市歴史博物館協議会委員の委嘱について P 9

報 告 中津市文化財調査委員の委嘱について P 11

報 告 新緑の箭山路を走る  
～第34回八面山平和マラソン大会～ P 13

報 告 学校給食共同調理場整備基本構想・基本計画について P 15

報 告 教育委員会所管会計年度任用職員等の任用の専決処分について P 29

中津市公民館条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和6年4月26日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

# 中津市公民館条例の一部を改正する条例の概要

## 1. 趣旨

耶馬溪公民館の建て替えに伴い、名称及び位置の変更のため、必要な改正を行うもの。

## 2. 改正内容

耶馬溪公民館の建て替え事業が令和6年夏完了の見通しとなり、それに伴い、名称を「耶馬溪コミュニティーセンター」に、位置（所在地）を「中津市耶馬溪町大字柿坂520番地」から「中津市耶馬溪町大字柿坂138番地1」に変更する。

また、施設に合わせた使用料にするため、これら必要な改正を行う。

なお、従前から耶馬溪公民館内の一室として、中津市立耶馬溪図書館が設置されており、建て替え後も「耶馬溪コミュニティーセンター」の一室として中津市立耶馬溪図書館を設置することとしているため、「中津市立図書館条例」における図書館の位置について、必要な改正を行う。

## 3. 施行期日

令和6年10月1日

社会教育課管理・文化振興係  
(内線 \*6 484)

議第 号

中津市公民館条例の一部改正について

中津市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市公民館条例の一部を改正する条例

中津市公民館条例(昭和59年中津市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中津市耶馬溪公民館(サニーホール)の項を次のように改める。

中津市耶馬溪コミュニティーセンター	中津市耶馬溪町大字柿坂138番地1
-------------------	-------------------

第2条第2項の表中津市耶馬溪公民館の項中「中津市耶馬溪公民館」を「中津市耶馬溪コミュニティーセンター」に改める。

別表アの表中「三光コミュニティーセンター」の次に「・耶馬溪コミュニティーセンター(地区公民館を除く。)」を加え、別表イの表中「本耶馬溪公民館」の次に「(地区公民館を除く。)」を加え、別表エの表を削り、別表オの表を別表エの表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(中津市立図書館条例の一部改正)

2 中津市立図書館条例(昭和59年中津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中津市立耶馬溪図書館の項中「520番地」を「138番地1」に改める。

説 明

中津市耶馬溪公民館(サニーホール)の建て替えに伴い、その名称及び位置を変更

するため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○中津市公民館条例

改正後	改正前																																						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中津市耶馬溪コミュニティーセンター</td> <td>中津市耶馬溪町大字柿坂138番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる公民館に、同表の中欄に掲げる地区公民館を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公民館</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中津市耶馬溪コミュニティーセンター</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第6条関係）</p> <p>公民館及び地区公民館使用料金表</p> <p>ア 南部公民館・北部公民館・豊田公民館・小楠コミュニティーセンター・鶴居コミュニティーセンター・大幡コミュニティーセンター・如水コミュニティーセンター・三保交流センター・和田コミュニティーセンター・今津コミュニティーセンター・沖代公民館・三光コミュニティーセンター・耶馬溪コミュニティーセンター（地区公民館を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>イ 本耶馬溪公民館（地区公民館を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>ウ 略</p>	名称	位置	略	略	中津市耶馬溪コミュニティーセンター	中津市耶馬溪町大字柿坂138番地1	略	略	公民館	名称	位置	略	略	略	中津市耶馬溪コミュニティーセンター	略	略	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中津市耶馬溪公民館（サニーホール）</td> <td>中津市耶馬溪町大字柿坂520番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる公民館に、同表の中欄に掲げる地区公民館を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公民館</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中津市耶馬溪公民館</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第6条関係）</p> <p>公民館及び地区公民館使用料金表</p> <p>ア 南部公民館・北部公民館・豊田公民館・小楠コミュニティーセンター・鶴居コミュニティーセンター・大幡コミュニティーセンター・如水コミュニティーセンター・三保交流センター・和田コミュニティーセンター・今津コミュニティーセンター・沖代公民館・三光コミュニティーセンター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>イ 本耶馬溪公民館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>ウ 略</p>	名称	位置	略	略	中津市耶馬溪公民館（サニーホール）	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地	略	略	公民館	名称	位置	略	略	略	中津市耶馬溪公民館	略	略	略	略
名称	位置																																						
略	略																																						
中津市耶馬溪コミュニティーセンター	中津市耶馬溪町大字柿坂138番地1																																						
略	略																																						
公民館	名称	位置																																					
略	略	略																																					
中津市耶馬溪コミュニティーセンター	略	略																																					
略																																							
略																																							
名称	位置																																						
略	略																																						
中津市耶馬溪公民館（サニーホール）	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地																																						
略	略																																						
公民館	名称	位置																																					
略	略	略																																					
中津市耶馬溪公民館	略	略																																					
略																																							
略																																							

改正後	改正前																																																				
<u>(削る。)</u>	<u>エ 耶馬溪公民館（サニーホール）</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 15%;"></th><th style="width: 15%; text-align: center;">時間帯</th><th style="width: 40%; text-align: center;">9時から17時まで 1時間あたり単価</th><th style="width: 30%; text-align: center;">17時から22時まで 1時間あたり単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>使用室</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>文化ホール</u></td><td></td><td style="text-align: center;">1,570円</td><td style="text-align: center;">1,880円</td></tr><tr><td><u>調理実習室</u></td><td></td><td style="text-align: center;">620円</td><td style="text-align: center;">730円</td></tr><tr><td><u>談話室</u></td><td></td><td style="text-align: center;">520円</td><td style="text-align: center;">620円</td></tr><tr><td><u>中小会議室</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>農林相談室</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>図書研修室</u></td><td></td><td style="text-align: center;">410円</td><td style="text-align: center;">520円</td></tr><tr><td><u>生活技術研修室</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>児童ホール</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>農林研修室</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>保健相談室</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>ファンシールーム</u></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 <u>冷暖房設備を使用する場合は、冷暖房設備使用料として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を使用室の使用料に加算する。ただし、市又は委員会が主催する事業で使用する場合は、冷暖房設備使用料を徴収しない。</u></p> <p><u>(1) 使用する公民館の登録を受けている団体等が使用する場合</u> <u>1時間あたり100円</u></p> <p><u>(2) 前号に定める場合以外の場合 次に定める額</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ア 文化ホール 1時間あたり2,200円</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 文化ホール以外の使用室 1時間あたり1,100円</u></p>		時間帯	9時から17時まで 1時間あたり単価	17時から22時まで 1時間あたり単価	使用室				<u>文化ホール</u>		1,570円	1,880円	<u>調理実習室</u>		620円	730円	<u>談話室</u>		520円	620円	<u>中小会議室</u>				<u>農林相談室</u>				<u>図書研修室</u>		410円	520円	<u>生活技術研修室</u>				<u>児童ホール</u>				<u>農林研修室</u>				<u>保健相談室</u>				<u>ファンシールーム</u>			
	時間帯	9時から17時まで 1時間あたり単価	17時から22時まで 1時間あたり単価																																																		
使用室																																																					
<u>文化ホール</u>		1,570円	1,880円																																																		
<u>調理実習室</u>		620円	730円																																																		
<u>談話室</u>		520円	620円																																																		
<u>中小会議室</u>																																																					
<u>農林相談室</u>																																																					
<u>図書研修室</u>		410円	520円																																																		
<u>生活技術研修室</u>																																																					
<u>児童ホール</u>																																																					
<u>農林研修室</u>																																																					
<u>保健相談室</u>																																																					
<u>ファンシールーム</u>																																																					
<u>エ 略</u>	<u>オ 略</u>																																																				



新旧対照表

○中津市立図書館条例（附則第2項関係）

改正後	改正前																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 347 506 395">名称</th> <th data-bbox="506 347 1066 395">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 395 506 443">略</td> <td data-bbox="506 395 1066 443">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 443 506 491">中津市立耶馬溪図書館</td> <td data-bbox="506 443 1066 491">中津市耶馬溪町大字柿坂138番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 491 506 539">略</td> <td data-bbox="506 491 1066 539">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	中津市立耶馬溪図書館	中津市耶馬溪町大字柿坂138番地1	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 347 1503 395">名称</th> <th data-bbox="1503 347 2063 395">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 395 1503 443">略</td> <td data-bbox="1503 395 2063 443">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 443 1503 491">中津市立耶馬溪図書館</td> <td data-bbox="1503 443 2063 491">中津市耶馬溪町大字柿坂520番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 491 1503 539">略</td> <td data-bbox="1503 491 2063 539">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	中津市立耶馬溪図書館	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地	略	略
名称	位置																
略	略																
中津市立耶馬溪図書館	中津市耶馬溪町大字柿坂138番地1																
略	略																
名称	位置																
略	略																
中津市立耶馬溪図書館	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地																
略	略																

中津市歴史博物館協議会委員の委嘱について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和6年4月26日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

## 中津市歴史博物館協議会 委員名簿

(任期:令和6年3月29日～2年間)

	所属	役職	氏名
1	神戸大学	理事・副学長	奥村 弘
2	別府大学	文学部 特任教授	段上 達雄
3	神戸大学	地域連携推進本部 特命准教授	松下 正和
4	九州歴史資料館	学芸調査室長	松川 博一
5	中学校社会科部会	豊陽中学校校長	今長 博文
6	中津市社会教育委員	委員長	渡辺 眞優美
7	中津市連合子ども会育成協議会	副会長	和才 美絵

### ※ 博物館法第22条

博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。  
この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### ※ 博物館法施行規則第18条

法第22条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行なう者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

### ※ 中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

附属機関名	担当する事務	委員の構成	定数	任期
中津市歴史博物館協議会	博物館法第20条第1項の規定に基づき、同条第2項に規定する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育及び社会教育の関係者</li> <li>・家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> <li>・その他学識経験を有する者</li> </ul>	10人以内	2年

中津市文化財調査委員の委嘱について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和6年4月26日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

## 令和6年度 中津市文化財調査委員会 委員名簿

任期: 令和6年4月1日～令和8年3月31日

	委 員 名	分野
1	マノカズオ 真野和夫	考古学
	元大分県立歴史博物館副館長。主に古墳時代・古代の考古学専門。	
2	オトメマサミ 乙咩政巳	文献史・中世史
	元宇佐市社会教育課長。文献史・中世史専門。現在宇佐神宮の調査委員。	
3	カンノタカヒロ 菅野剛宏	民俗
	元大分県立歴史博物館 学芸調査課長	
4	ワタナベフミオ 渡辺文雄	仏教美術
	元別府大学教授・元大分県立歴史博物館長	
5	ナガノスナオ 長野淳雄	仏教美術・石造物
	明圓寺住職。三郷小学校愛護少年団団長を務めた。毛谷村六助の研究や、市内の古文書・絵図の調査を行う。	
6	マシナガアキオ 増永彰男	郷土史
	大歳御祖神社禰宜。地名研究や神社美術品、古文書などの研究や文化財愛護に尽力している。	
7	タテイシヨシタカ 立石義孝	インフラ遺産&ジオリサーチ
	西日本工業大学非常勤講師。地盤工学会地盤災害調査団メンバー。馬溪橋検討委員会委員。	
8	マヂケイイチロウ 間地景一郎	植物
	大分県環境教育アドバイザー。大分県希少野生動植物保護推進委員。	
9	イノウエゲン 井上元	近代史
	元中津東高等学校教諭。	

※中津市文化財保護条例

第7章 文化財調査委員会  
(中津市文化財調査委員会)

第45条 中津市文化財調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置、組織等については、中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成30年中津市条例第17号)で定める。

※中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

附属機関名	担当する事務	委員の構成	定数	任期
中津市文化財調査委員会	市の区域内における文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う事務	学識経験を有する者	19人以内	2年

新緑の箭山路を走る  
～第34回八面山平和マラソン大会～

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和6年4月26日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

## 新緑の箭山路を走る

### ～第34回八面山平和マラソン大会～

担当：体育・給食課 植村（電話 0979-62-9013）

県内外から多くの参加者が春の箭山路を走ります。

今回は大分県内外を始め、総勢 781 名がエントリーしています。

この大会を通じて、参加者には八面山をはじめとした、中津市の魅力を感じていただき、地域振興に繋げていきます。

なお、参加者全員に三光産の米 2kg を参加賞として贈ります。その他、参加者には地元の特産品が当たる抽選会のイベント等を企画しています。

#### 1. 開催日時等

開催日時：令和 6 年 4 月 28 日（日） 9:00～開会式

開催場所：三光総合運動公園（スタート・ゴール）

主 催：中津市スポーツ協会三光支部

#### 2. 種目

- ・ 2 キロの部 9 時 40 分スタート
- ・ 3 キロの部 10 時 00 分スタート
- ・ 5 キロの部 10 時 30 分スタート
- ・ 10 キロの部 10 時 40 分スタート



#### 3. 八面山平和マラソンとは

昭和 62 年、八面山平和公園愛好会主催の八面山平和祭（5 月 3 日）に、福岡県星野村の原爆の火を聖火台に灯すため、新日鉄陸上部と三光村陸上部が協力して行った、星野村から八面山までの聖火リレーを起源としています。

平成 3 年より八面山平和マラソン大会として開催。今年で 34 回目を迎えます。

学校給食共同調理場整備基本構想・基本計画について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和6年4月26日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久



# 中津市学校給食共同調理場 基本構想・計画（要旨）

令和6年3月

中 津 市

## 目次

1. 学校給食の状況 .....	1
2. 新共同調理場の考え方 .....	4
3. 整備の方針 .....	5
4. 事業スケジュールの検討 .....	10
5. 施設整備手法の検討 .....	11

# 1. 学校給食の状況

## 1.1 運営状況

中津市には、第一共同調理場、三光共同調理場、本耶馬溪共同調理場、山国共同調理場の4つの共同調理場があり、4施設の合計で約7,800食を提供している。

各共同調理場ともに、築20年以上が経過して施設・設備ともに老朽化しており、ドライシステムとして運用しているものの、HACCP<sup>(※)</sup>には対応していない。立地環境としては、三光共同調理場を除き、第一共同調理場・本耶馬溪共同調理場・山国共同調理場は、浸水や土砂災害など災害危険性のある場所に位置している。運営については、4つの共同調理場とも調理・配送業務を委託している。

表 1-1 共同調理場の概要

	第一共同調理場	三光共同調理場	本耶馬溪共同調理場	山国共同調理場
写真				
所在地	中津市大字角木 80 番地 1	中津市三光成恒 348 番地	中津市本耶馬溪町跡田 203 番地	中津市山国町宇曾 733 番地
開設年度	平成 6 年 11 月 (平成 26 年度増築)	平成 14 年 3 月	平成 12 年 1 月	平成 14 年 2 月
最大調理能力	7,000 食	700 食	250 食	250 食
用途地域	第一種住居地域	指定なし	指定なし	指定なし
敷地面積	5,578.84 m <sup>2</sup>	2,232.98 m <sup>2</sup>	28,699 m <sup>2</sup> (本耶馬溪中学校敷地内)	1,441.89 m <sup>2</sup>
延べ面積	2,185.86 m <sup>2</sup>	572.75 m <sup>2</sup>	375.34 m <sup>2</sup>	328.85 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造平屋建
耐震性	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準
立地環境	洪水浸水想定区域	—	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
運営方法	調理・配送のみ委託	調理・配送のみ委託	調理・配送のみ委託	調理・配送のみ委託
職員数	市・県職員 4 名 委託先正規・パート社員 46 名	市・県職員 2 名 委託先正規・パート社員 12 名	市・県職員 2 名 委託先正規・パート社員 9 名	市・県職員 2 名 委託先正規・パート社員 9 名
配送校	小学校 11 校・中学校 6 校・幼稚園 8 園	小学校 4 校・中学校 1 校・幼稚園 3 園	小学校 4 校・中学校 1 校	小学校 2 校・中学校 2 校
学校給食衛生管理基準への適合	非対応	非対応	非対応	非対応
ドライシステム対応	ウェットシステム (ドライ運用)	ウェットシステム (ドライ運用)	ウェットシステム (ドライ運用)	ウェットシステム (ドライ運用)
汚染・非汚染の作業区域	対応	対応	対応	対応
エアカーテン・エアシャワー	対応	対応	対応	対応
アレルギー対応	未実施	未実施	未実施	未実施
炊飯設備	なし (米飯・パン・牛乳は別途委託)	なし (米飯・パン・牛乳は別途委託)	なし (米飯・パン・牛乳は別途委託)	なし (米飯・パン・牛乳は別途委託)
ドライシステム	ドライシステム運用を実施	ドライシステム運用を実施	ドライシステム運用を実施	ドライシステム運用を実施
献立	2 献立	1 献立	1 献立	1 献立
熱源(回転釜)	蒸気式	電気式	蒸気式	ガス式

## 1.2 施設の課題

各共同調理場ともに老朽化しているが、最も多くの食数を提供する第一共同調理場では、特に衛生管理や作業環境を良好に保つことが難しい状態にある。

施設及び設備の衛生管理について、近年の気温上昇等の関係もあると思われるが、調理室や洗浄室には温度及び湿度管理が適切に保つ換気構造、空調設備等が整っているとは言えず、学校給食衛生管理基準で定める「室温 25℃以下、湿度 80%以下に保つよう努めること。」とする要件を年間を通して維持するのは困難であり、状況によっては食中毒や熱中症等が発生するリスクが懸念される。

施設の構造についても、非汚染作業区域と汚染作業区域が壁で明確に区分されておらず、外部に開放される箇所にはエアカーテンを備えているが、現状ではドックシェルターを整備することができないため、外部から鳥や衛生害虫の侵入リスクもあり、異物混入の原因となる可能性がある。また、提供する食数に対して、シンク・冷蔵庫・冷凍庫等の厨房設備の容量が、設置スペースの関係で十分ではないことから、2 時間以内喫食を遵守するために作業時間短縮を図るよう、カット野菜を使用する必要があり、給食費が割高になっている。それにより第一共同調理場とその他の共同調理場では、同一市内にも関わらず、おかずの数が違うなど献立が異なることや献立内容が制限されるという課題が生じている。

## 1.3 将来の推計

新学校給食共同調理場（以下、「新共同調理場」という。）を整備する場合の調理能力を設定するため、将来の配食人口を推計する。配食人口の推計にあたっては、中津市住民基本台帳や国立社会保障・人口問題研究所の資料等を踏まえ、幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒数の推移を予測し、食数を設定する。

推計した結果、供用が想定される令和 10 年（2028 年）は、7,000 食となるため、7,100 食と設定する（図 1-1）。

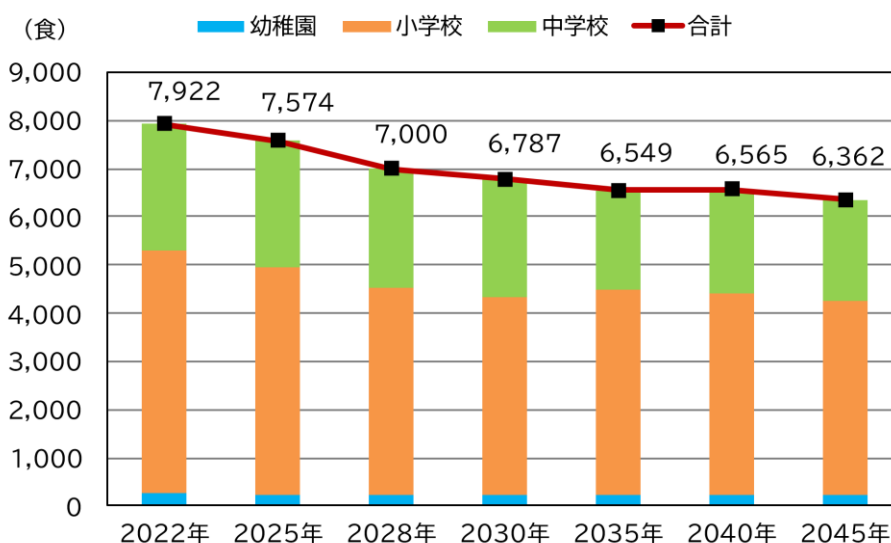


図 1-1 将来配食数推計結果

## 1.4 課題の分析

### 1.4.1 学校給食衛生管理基準、HACCP 等への不適合

各共同調理場ともに施設・設備が老朽化している。ドライ運用により対応しているものの、HACCPには適合していない状況であり、十分な衛生管理が実施できていない状況である。特に、第一共同調理場においては、調理室・洗浄室に空調・換気設備が十分に整っておらず、学校給食衛生管理基準で定める「室温 25℃以下、湿度 80%以下に保つよう努めること。」とする要件を年間を通して維持するのは困難であり、状況によっては食中毒や熱中症等が発生するリスクが懸念される。また、施設の構造についても、非汚染作業区域と汚染作業区域が明確に区分されておらず、外部から鳥や衛生害虫の侵入リスクもあり、異物混入の原因となる可能性があるため、早急に改善が必要である。

### 1.4.2 食物アレルギー対応食の未対応

大分県全体の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における食物アレルギーを有する児童等の割合（有病率）は、平成 27 年度調査においては小学校では 4.2%、中学校では 5.2%、幼稚園では 4.3%となっている。

中津市においても、食物アレルギーを有する児童・生徒数は今後増加することが見込まれるが、現在の共同調理場では食物アレルギー対応食を調理するための専用の調理室を有していないため、食物アレルギー対応食の提供は実施できていない。

### 1.4.3 地産地消

学校給食法や第 2 次中津市食育推進計画では食育の推進を掲げており、例えば、規格外の地元の農産物を学校給食に活用することや、地域の特性を生かした魅力ある献立作り等を行うことで、今後も食育や地産地消を推進していく必要がある。

### 1.4.4 災害危険性のある立地環境

第一共同調理場は洪水浸水想定区域、本耶馬溪共同調理場は土砂災害警戒区域、山国共同調理場は土砂災害特別警戒区域に位置している。三光共同調理場を除き、浸水や土砂災害など災害危険性のある場所に立地しているため、学校給食の継続性を鑑み、共同調理場は災害危険性の低い場所に立地することが望ましい。

## 2. 新共同調理場の考え方

中津市の各共同調理場は、築 20 年以上を経過して施設・設備が老朽化し、HACCP には対応しておらず、食物アレルギー対応食についても提供できていない状況である。立地環境としても災害危険性のある場所に位置していることから、今後は、より安全な場所で、安全・安心な学校給食を提供できる施設を効率的・効果的に整備・運営していく必要がある。

### 2.1 基本理念

食育基本法の制定や学校給食法の改正、学校教育における給食の役割が高まる中で、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供しつつ、経済効率性の高い施設整備、事業運営を行うため、新共同調理場の整備・運営にあたっては、以下を基本理念とする。

将来にわたって安全・安心で魅力ある学校給食の提供

### 2.2 基本目標・基本方針

給食を有効に活用し、中津市の子どもたちが充実した食習慣及び正しい食生活の形成により、生涯を通じた健全な食生活の確立をしていくために、学校給食が果たす役割は非常に大きい。

学校給食法に規定する学校給食の目標及び中津市における教育目標を達成するために、基本目標、基本方針を次のように定める。

#### ■基本目標①：安全・安心な学校給食を提供できる施設の整備・運営

- ・基本方針①：新共同調理場は、安心・安全な学校給食を提供するため、HACCP や「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」、「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」等の各種基準に適合した高度な衛生水準を確保できる施設とする。

#### ■基本目標②：食物アレルギーへの対応

- ・基本方針②：現在提供できていない食物アレルギー対応食を提供するため、アレルゲンの混入を防止するアレルギー対応食専用調理室を整備し、すべての園児・児童・生徒に対して安全・安心な学校給食を提供する。

#### ■基本目標③：食育の推進

- ・基本方針③：食材の荷受け、検収、下処理、調理、配缶、配送までの一連の流れを見学できるとともに、給食試食会や食育講話、講演会等を実施できる施設とする。

#### ■基本目標④：地産地消の推進

- ・基本方針④：地元の食材を積極的に取り入れた献立を実現するため、地元の規格外の農産物も活用できる設備を導入し、地産地消を推進する。

#### ■基本目標⑤：災害時の対応

- ・基本方針⑤：災害時においても建物の被害を最小限に抑えるよう、高い耐震性を有するとともに、非常食の提供や非常用物資の備蓄、炊き出しの実施等、災害時にも活用できる施設とする。

#### ■基本目標⑥：環境負荷の低減

- ・基本方針⑥：中津市の温室効果ガスにおけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の 25%削減目標に向けて、環境に配慮した施設とする。

### 3. 整備の方針

#### 3.1 整備案の検討

三光共同調理場、本耶馬溪共同調理場、山国共同調理場に加えて、第一共同調理場も含め、中津市全体の視点で最適な新共同調理場を整備するための整備方針を検討する。

##### 3.1.1 基本検討案（A案）：新共同調理場（1,000食）の検討

三光・本耶馬溪・山国共同調理場を一つの調理場に集約（新設）し、第一共同調理場の2施設での運用を行う。アレルギー対応は、新共同調理場の管轄区域に加えて、第一共同調理場の管轄区域も含め、市全域で実施する（第一共同調理場は、提供食数に対して施設規模が小さく、調理設備の能力が不足しているため、新共同調理場で一括してアレルギー対応食調理を実施する）。

表 3-1 基本検討案（A案）の事業概要

	新共同調理場（新設）	第一共同調理場（修繕）
食数	1,000食	6,100食
施設延床面積	1,786㎡	2,186㎡
県栄養教諭数	1	2
アレルギー対応食数	120食（3献立）	0食

##### 3.1.2 代替案（B案）：新共同調理場（4,000食）の検討

三光・本耶馬溪・山国共同調理場及び第一共同調理場の一部を含め1つの調理場に集約（新設）し、第一共同調理場（縮小）の2施設での運用を行う。新共同調理場4,000食、第一共同調理場3,100食とし、現在の第一共同調理場の提供食数をする場合は、新共同調理場は新設、第一共同調理場は修繕となる。また、新共同調理場、第一共同調理場ともに児童・生徒数は6,000人以下のため、栄養教諭等はそれぞれ2名となる。

表 3-2 代替案（B案）の事業概要

	新共同調理場（新設）	第一共同調理場（修繕）
食数	4,000食	3,100食
施設延床面積	2,342㎡	2,186㎡
県栄養教諭数	2	2
アレルギー対応食数	70食（1献立）	50食（1献立）

##### 3.1.3 代替案（C案）：新共同調理場（7,100食）の検討

第一共同調理場及び三光・本耶馬溪・山国共同調理場を1つの調理場に集約（新設）し、1施設での運用を行う。新共同調理場7,100食を新設することとし、児童・生徒数は6,001人以上となるため、栄養教諭等はそれぞれ3名となる。アレルギー対応食についても新共同調理場からすべての配送校に配送することとなる。

表 3-3 代替案（C案）の事業概要

	新共同調理場（新設）	第一共同調理場
食数	7,100食	—
施設延床面積	3,731㎡	—
県栄養教諭数	3	—
アレルギー対応食数	120食（2献立）	—

## 3.2 整備方針の検討のまとめ

### (1) 基本検討案 A 案（新共同調理場：1,000 食＋第一共同調理場：6,100 食）

基本検討案 A 案は、三光共同調理場、本耶馬溪共同調理場、山国共同調理場を統合し、調理能力として 1,000 食規模の新共同調理場を整備するものであり、アレルギー対応食については第一共同調理場のエリアも含めて配送するものである。新学共同調理場は調理能力が 1,000 食と少ないことから建物規模としても最も小さく、新共同調理場の建設費は安価である。

しかしながら、すべての小中学校を対象としたアレルギー対応食の調理を新共同調理場で行い、市内全域の学校へ配送を行うことから、配送費が割高となる。

また、市全体の視点では、第一共同調理場については施設・設備が老朽化したままであり、安全・安心な学校給食の提供には課題が残ることや改修費用が今後も必要となる。さらに、将来、第一共同調理場が老朽化した際には、別途、第一共同調理場の整備費が必要となる。

以上のことから、基本検討案（A 案）では、新共同調理場の整備費は比較的安価であるものの、第一共同調理場へのアレルギー対応食の配送や老朽化している第一共同調理場の改修費用、将来の第一共同調理場の建て替え費用等を見込んだ場合は高額となると考えられる。

### (2) 代替案 B 案（新共同調理場：4,000 食＋第一共同調理場：3,100 食）

代替案 B 案は、三光共同調理場、本耶馬溪共同調理場、山国共同調理場に加えて、第一共同調理場についても配送校の一部を新共同調理場へ統合するものである。

新共同調理場の調理能力としては 4,000 食規模とすることで、第一共同調理場の提供食数が少なくなり、第一共同調理場の一部を改修してアレルギー対応食調理を行うこともできると考えられる。また、第一共同調理場の通常食とアレルギー対応食を混載して配送することが可能であり、基本検討案 A 案よりも事業費を抑えることが可能である。一方で、第一共同調理場については老朽化した利用を継続するため、基本検討案 A 案と同様に安全・安心な学校給食の提供には課題が残ることや将来の大規模な改修費用、HACCP に対応した調理場への改修費用、将来の第一共同調理場の建て替えが必要となる。

### (3) 代替案 C 案（新共同調理場：7,100 食のみ）

代替案 C 案は、三光共同調理場、本耶馬溪共同調理場、山国共同調理場に加えて、第一共同調理場についても 1 つの新共同調理場に統合して整備するものである。

既存の老朽化した共同調理場を新共同調理場へと整備することで、市内全域で安全・安心な給食を提供することが可能となる。また、食数規模が大きくなることでスケールメリットが生じ、効率的な維持管理・運営を実現できる。

新共同調理場の調理能力が比較的大きいことから、建設事業費としては最も高額であるが、将来的な維持管理・運営費は最も低減でき、財政負担は最も少なくなる。

以上のことから、市内全体の視点でアレルギー対応食も含めた学校給食の安全・安心な提供ができ、最も事業費を低減できる代替案 C 案（調理能力：7,100 食規模）を採用することとする。

表 3-4 整備の方針

		基本検討案 (A案) : 共同調理場 (1,000食)	代替案B案 : 共同調理場 (4,000食)	代替案C案 : 共同調理場 (7,100食)
調理能力		新共同調理場 : 1,000食 第一共同調理場 : 6,100食	新共同調理場 : 4,000食 第一共同調理場 : 3,100食	新共同調理場 : 7,100食 第一共同調理場 : -
配送校	新共同	幼稚園 (3園) 小学校 (10校) 中学校 (4校)	幼稚園 (6園) 小学校 (16校) 中学校 (7校)	幼稚園 (11園) 小学校 (21校) 中学校 (10校)
	第一共同	幼稚園 8園・小学校 11校・中学校 6校	幼稚園 5園・小学校 5校・中学校 3校	-
安全・安心な学校給食の提供	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新共同調理場 : 安全性は向上</li> <li>・一共同調理場 : 施設規模・調理能力に比べて提供食数が多く、改善が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新共同調理場 : 安全性は向上。</li> <li>・一共同調理場 : 施設規模・調理能力に応じた食数に見直すことで安全性はやや改善。修繕工事は夏季休暇等の期間で実施できる内容に限られるため、調理場内の抜本的な工事は困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 共同調理場に第一共同調理場の食数分も含めて、新たに統合して整備するため、安全性が最も高い。</li> </ul>
アレルギー対応食の提供	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新共同調理場でアレルギー対応食 120食 (3献立) を調理する。</li> <li>・新共同調理場は、配置基準の栄養教諭は1名のみ (県職員) で、通常食・アレルギー対応食・食育を行うことは難しく、追加で3名の市職員の雇用が必要となる。</li> <li>・アレルギー対応食の追加の配送費が必要となる。</li> <li>・アレルギー対応食は3献立となるため、発注ロットが小さくなり、食材調達費が割高になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新共同調理場・第一ともに、栄養教諭は2名ずつ (県職員) となり、一人当たりの負荷は最も少ない。</li> <li>・新共同調理場のみでアレルギー対応を行う場合は、A案と同様に追加の配送費が必要。</li> <li>・新共同調理場と第一共同調理場でアレルギー対応を分担する場合は、追加の配送費が不要であるが、第一共同調理場でのアレルゲンの混入が懸念。</li> <li>・アレルギー対応食は2献立となるため、発注ロットが大きくなり、食材調達費が割安になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 新共同調理場でアレルギー対応食 120食 (2献立) を調理する。</li> <li>・新共同調理場は、配置基準では栄養教諭は3名 (県職員) となり、一人当たりの負荷は比較的少なくなる。</li> <li>・通常食とアレルギー対応食を混載して配送するため追加の配送費が不要となる。</li> <li>・アレルギー対応食は2献立となるため、発注ロットが比較的大きくなり、また、1か所への納品となるため、食材調達費が最も割安になる。</li> </ul>
調理場の作業環境	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新共同調理場 : 調理能力に応じた施設規模、厨房設備の導入により良好な作業環境を確保できる。</li> <li>・第一共同調理場 : 作業環境については引き続き改善が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新共同調理場 : 調理能力に応じた施設規模、厨房設備の導入により良好な作業環境を確保できる。</li> <li>・第一共同調理場 : 食数が少なくなり、現状よりは作業環境は改善される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 新共同調理場 : 調理能力に応じた施設規模、厨房設備の導入により良好な作業環境を確保できる。</li> </ul>
災害時の活用	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新共同調理場 : 現行の建築基準法に基づいた施設となり耐震性が高い</li> <li>・第一共同調理場 : 施設が老朽化していることや洪水浸水想定区域に立地するため災害に対して脆弱である。(第一共同調理場が被災した場合は、ケース2に比べて影響が大きい)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新共同調理場 : 現行の建築基準法に基づいた施設となり耐震性が高い。</li> <li>・第一共同調理場 : 施設が老朽化していることや洪水浸水想定区域に立地するため災害に対して脆弱である。(第一共同調理場の配送校の一部を新共同調理場に組み替えることで、ケース1よりも影響が小さい)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 新共同調理場 : 現行の建築基準法に基づいた施設となり耐震性が高い。</li> <li>・防災公園に指定されているディーアクトスポーツパーク永添 (永添運動公園) の目の前に位置するため、災害時の連携も期待できる。</li> <li>・敷地にゆとりがあり、新共同調理場に加えて防災倉庫を整備することも可能である。</li> </ul>
第一共同調理場が老朽化した際の措置	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、第一共同調理場が老朽化した際には、別途 6,100食 / 日の共同調理場の整備が必要である。(施設整備費に加え、市有地がない場合には 6,100食 / 日の共同調理場を整備できる広さの土地の取得が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来、第一共同調理場が老朽化した際には、別途 3,100食 / 日の共同調理場の整備が必要である (ケース1よりは建て替え費用を抑えることができる)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 第一共同調理場を統合して整備するため、新たに共同調理場を整備する必要はない。</li> </ul>
事業費 (15年間)	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・94.9億円 (税抜) / 103.9億円 (税込)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 88.1億円 (税抜) / 96.3億円 (税込)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 84.6億円 (税抜) / 92.6億円 (税込)</li> </ul>
総合評価	△	<p>3つの共同調理場を統合し、調理能力として1,000食規模の新共同調理場を整備するが、第一共同調理場については施設・設備が老朽化したままであり、安全・安心な学校給食の提供には課題が残る。</p> <p>施設規模が小さいため、整備費は最も低いが、アレルギー対応食については第一共同調理場のエリアも含めて配送することから、配送費が割高となり、維持管理・運営費が高くなる。</p> <p>第一共同調理場については継続して使用することから、引き続き、施設の改修費用などの維持管理費が必要となり、第一共同調理場が老朽化した際には、建て替えの費用も必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一共同調理場の配送校の一部を組み替えて、4,000食規模の新共同調理場を整備することから、ケース1に比べて、安全・安心な給食の提供につながる。</li> <li>新共同調理場については、ケース1よりも提供食数が多いことから、整備費は高くなるが、市全域へのアレルギー対応食の配送は不要となり、比較的事業費は低い。</li> <li>第一共同調理場については継続して使用することから、引き続き、施設の改修費用などの維持管理費が必要となり、第一共同調理場が老朽化した際には、建て替えの費用も必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市内全域を対象とした7,100食規模の新共同調理場を整備することから、市内全域で安全・安心な給食を提供することが可能となる。</li> <li>その他のケースよりも施設規模が大きく整備費は高くなるが、市全体の視点で長期的にみれば、維持管理・運営費を低減でき、総事業費が最も低くなる。</li> </ul>

※事業費には建物も維持管理費を含まない。



表 3-5 新共同調理場整備費

項目	基本検討案：A案		代替案：B案		代替案：C案		算定方法	
	金額（税抜）	金額（税込）	金額（税抜）	金額（税込）	金額（税抜）	金額（税込）		
土地購入費	—	—	300,000千円	300,000千円	300,000千円	300,000千円		
施設整備費	設計・工事監理費	39,000千円	42,900千円	50,000千円	55,000千円	69,000千円	75,900千円	平成31年国土交通省告示第98号による
	建設工事費	1,136,000千円	1,249,600千円	1,490,000千円	1,639,000千円	2,449,000千円	2,693,900千円	九州内の事例に基づき設定
	厨房設備調達費	236,000千円	259,600千円	500,000千円	550,000千円	892,000千円	981,200千円	厨房企業の見積書を基に設定
	食缶・調理器具等調達費	33,000千円	36,300千円	90,000千円	99,000千円	163,000千円	179,300千円	厨房企業の見積書を基に設定
	小計	1,444,000千円	1,588,400千円	2,130,000千円	2,343,000千円	3,573,000千円	3,930,300千円	
建設概算費用（土地購入費＋施設整備費）	1,444,000千円	1,588,400千円	2,430,000千円	2,643,000千円	3,873,000千円	4,230,300千円		

表 3-6 新共同調理場及び第一共同調理場改修・修繕費

項目	基本検討案：A案		代替案：B案		代替案：C案		算定方法	
	金額（税抜）	金額（税込）	金額（税抜）	金額（税込）	金額（税抜）	金額（税込）		
新共同	修繕費（15年間）	17,020千円	18,720千円	17,020千円	18,720千円	28,361千円	31,200千円	概算値
	修繕費（単年度）	1,091千円/年	1,200千円/年	1,091千円/年	1,200千円/年	1,818千円/年	2,000千円/年	
	小計	17,020千円	18,720千円	17,020千円	18,720千円	28,361千円	31,200千円	
第一共同	空調換気設備改修費	436,364千円	480,000千円	436,364千円	480,000千円	—	—	建設業者の見積書等より設定
	屋根改修費	45,455千円	50,000千円	45,455千円	50,000千円	—	—	建設業者の見積書等より設定
	アレルギー改修費	—	—	9,091千円	10,000千円	—	—	建設業者の見積書等より設定
	修繕費（15年間）※	68,182千円	75,000千円	68,182千円	75,000千円	—	—	
	修繕費（単年度）	4,371千円/年	4,808千円/年	4,371千円/年	4,808千円/年	—	—	現在の修繕費を基に設定
	厨房設備更新費	623,636千円	686,000千円	343,636千円	378,000千円	—	—	厨房企業の見積書より算定
	食器・食缶更新費	113,636千円	125,000千円	61,818千円	68,000千円	—	—	厨房企業の見積書より算定
小計	1,287,273千円	1,416,000千円	964,546千円	1,061,000千円	—	—		
改修・修繕費合計	1,304,293千円	1,434,720千円	981,566千円	1,079,720千円	28,361千円	31,200千円		

表 3-7 新共同調理場及び第一共同調理場運営費

項目		基本検討案：A案		代替案：B案		代替案：C案		算定方法	
		金額（税抜）	金額（税込）	金額（税抜）	金額（税込）	金額（税抜）	金額（税込）		
新共同	単年度	調理等運営費（小計）	153,511千円/年	168,862千円/年	137,650千円/年	151,415千円/年	205,000千円/年	225,500千円/年	
		調理等運営費	80,322千円/年	88,354千円/年	137,650千円/年	151,415千円/年	205,000千円/年	225,500千円/年	運営企業の見積書より算定
		アレルギー対応食調理費	26,629千円/年	29,292千円/年	—	—	—	—	運営企業の見積書より算定
		アレルギー対応食配送費	46,560千円/年	51,216千円/年	—	—	—	—	運営企業の見積書より算定
	中津市人件費（小計）	22,006千円/年	22,006千円/年	7,552千円/年	7,552千円/年	7,552千円/年	7,552千円/年		
	栄養教諭人件費	14,454千円/年	14,454千円/年	—	—	—	—	行政経営改革係作成	
	場長人件費	7,552千円/年	7,552千円/年	7,552千円/年	7,552千円/年	7,552千円/年	7,552千円/年	行政経営改革係作成	
	光熱水費	39,975千円/年	43,973千円/年	49,249千円/年	54,174千円/年	79,358千円/年	87,294千円/年	同規模調理場へのヒアリングより	
	合計	215,492千円/年	234,841千円/年	194,451千円/年	213,141千円/年	291,910千円/年	320,346千円/年		
運営費小計（15年間合計）※		3,361,675千円	3,663,520千円	3,033,436千円	3,325,001千円	4,553,796千円	4,997,398千円		
第一共同	単年度	調理等運営費	177,989千円/年	195,788千円/年	113,000千円/年	124,300千円/年	—	—	運営企業の見積書より算定
		中津市人件費（場長）	7,552千円/年	7,552千円/年	7,552千円/年	7,552千円/年	—	—	行政経営改革係作成
		光熱水費	30,864千円/年	33,950千円/年	30,825千円/年	33,908千円/年	—	—	同規模調理場へのヒアリングより
		合計	216,405千円/年	237,290千円/年	151,377千円/年	165,760千円/年	—	—	
運営費小計（15年間）※		3,375,918千円	3,701,724千円	2,361,481千円	2,585,857千円	—	—		
運営費概算事業費		6,737,593千円	7,365,244千円	5,394,917千円	5,910,858千円	4,553,796千円	4,997,398千円		

表 3-8 各案の事業費

項目		基本検討案：A案		代替案：B案		代替案：C案	
		金額（税抜）	金額（税込）	金額（税抜）	金額（税込）	金額（税抜）	金額（税込）
新共同	建設概算費用（15年分）	1,444,000千円	1,588,400千円	2,430,000千円	2,643,000千円	3,873,000千円	4,230,300千円
	改修・修繕費（15年分）※	17,020千円	18,720千円	17,020千円	18,720千円	28,361千円	31,200千円
	運営費（15年分）	3,361,675千円	3,663,520千円	3,033,436千円	3,325,001千円	4,553,796千円	4,997,398千円
	合計（15年分）	4,822,695千円	5,270,640千円	5,480,456千円	5,986,721千円	8,455,157千円	9,258,898千円
第一共同	建設概算費用（15年分）	—	—	—	—	—	—
	改修・修繕費（15年分）※	1,287,273千円	1,416,000千円	964,546千円	1,061,000千円	—	—
	運営費（15年分）	3,375,918千円	3,701,724千円	2,361,481千円	2,585,857千円	—	—
	合計（15年分）	4,663,191千円	5,117,724千円	3,326,027千円	3,646,857千円	—	—
建設概算費用（土地購入費＋施設整備費）		9,485,886千円	10,388,364千円	8,806,483千円	9,633,578千円	8,455,157千円	9,258,898千円

※事業実施時期に合わせて、設計業務委託等技術者単価の更新が必要である。また、維持管理費（建物・設備の点検、清掃、警備等）は含まない。測量・地質調査費、造成費、インフラ整備費、配送校の改修費、付帯事業（防災機能、炊飯機能等）に係る費用等は除く。

※従来方式により算定した金額であり、PFI等の民間活力導入手法で必要となる諸費用（SPCの設立費・運営費、金融機関からの資金調達コスト等）は含まない。

#### 4. 事業スケジュールの検討

既存の共同調理場の施設・設備が老朽化している状況を踏まえ、可能な限り早期に新共同調理場を整備することとし、令和10年9月の供用開始を目指す（表4-1）。

表4-1 事業スケジュール

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
基本構想・基本計画の策定		■						
事業手法の選定			■					
事業手法	従来方式の場合	設計	■					
		建設工事			■			
		供用開始					■	
	PPP/PFI手法の場合	事業者募集選定		■				
		設計			■			
		建設工事				■		
		供用開始						■

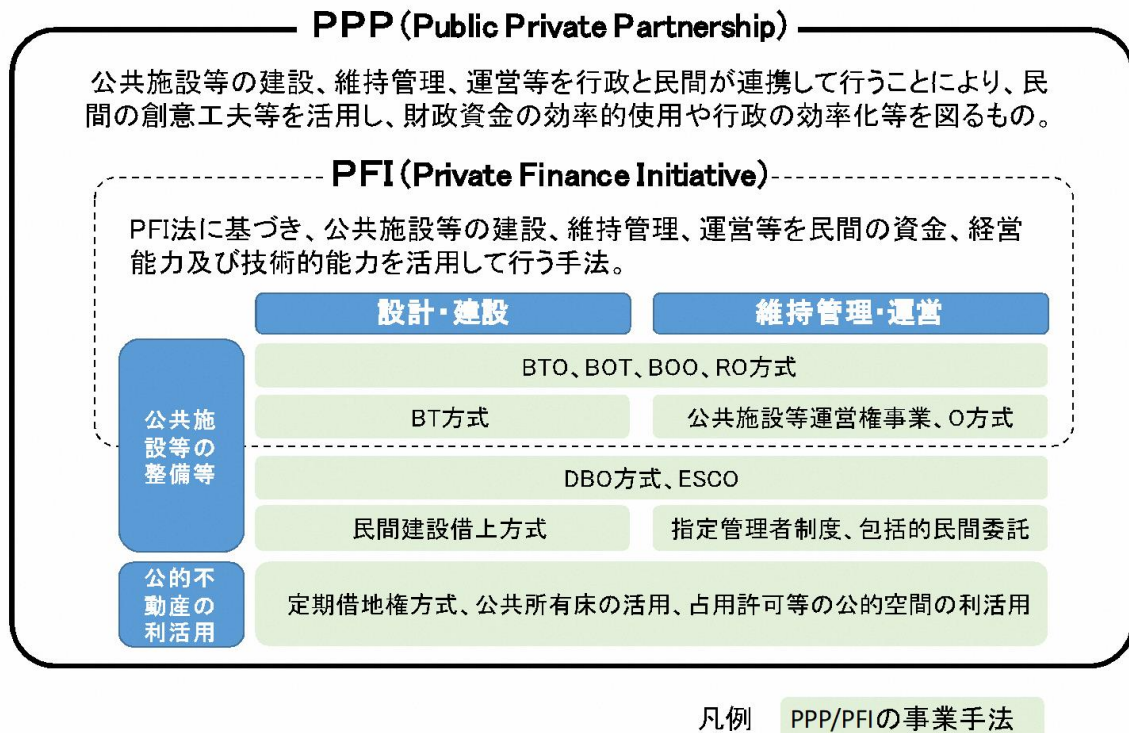
## 5. 施設整備手法の検討

新共同調理場の施設整備・運営手法として、従来方式の他、PPP/PFI 手法の導入が考えられる。

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」ことが盛り込まれた。

これを受け、内閣府では、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）において、優先的検討規程を策定する際に抛るべき準則を定め、平成 27 年 12 月 17 日には、人口 20 万人以上の地方公共団体等に対して、平成 28 年度末までに優先的検討規程を定めるよう要請している。

中津市では、人口 20 万人以上には該当しないものの、一般的に効果が期待される 4,000 食を満たしており PPP/PFI 手法を積極的に活用して、財政負担の軽減に努めることが求められる。



出典：「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引き」（平成29年1月、内閣府）

図 5-1 PPP/PFI の事業手法

表 5-1 事業方式の比較

	従来方式	設計施工一括発注方式 (DB)	設計施工運営一括発注方式 (DBO)	PFI方式	
				BTO方式	BOT方式
資金調達	公共	公共	公共	民間	民間
設計・建設	公共	民間	民間	民間	民間
管理運営	公共	公共	民間	民間	民間
施設の 保有	建設中	公共	民間	民間	民間
	運営中	公共	公共	公共	民間
	終了後	公共	公共	公共	公共
準拠する法律	地方自治法	地方自治法	— (地方自治体の規則等)	PFI法	PFI法
発注方法	分離発注 設計・建設のほか維持管理・運営の一部を分離発注(分離分割発注)する。	一括発注 設計・建設を一括発注する。	一括発注 設計・建設・維持管理・運営を一括発注する。	一括発注 PFI法に基づき、設計・建設・維持管理・運営を一括発注する。	
発注形式	仕様発注	性能発注	性能発注	性能発注	
契約方法	分割契約  設計・建設・維持管理・運営の各業務について委託契約又は請負契約を締結する。	包括契約  設計・建設を包括する、設計建設工事請負契約を締結する。	分割契約／包括契約  SPCを組織する方法や、以下のように複数の契約等により契約する方法がある(複数の契約による場合は事業スキームが複雑)。 ①基本契約(コンソーシアム) ②設計建設工事請負契約(JV) ③維持管理・運営委託契約(SPC)等	包括契約  設計・建設・維持管理・運営を包括する、事業契約を締結する。	
契約期間	単年度契約	単年度契約または複数年度契約	長期間契約	長期間契約	
実施主体	各業務は別主体	設計・建設は同一主体 (維持管理は別主体)	全業務が同一主体	全業務が同一主体	
財政負担の 平準化方法 (コスト)	交付金等補助金を除いた公共の負担については、起債を活用することにより、財政負担を平準化することが可能であるが、引渡し時に相当の一般財源が必要となる。	従来の公設方式と同様である。	資金調達は公共で行うため、財政面の効果は従来方式と変わらないが、低金利の起債にて調達が可能。引渡し時に相当の一般財源が必要となる。	民間資金を活用することを基本的な枠組みとしており、財政負担の平準化が可能である。 PFIでは、民間資金の借入れは、プロジェクトの利払い及び返済の原資を原則としてプロジェクトから生み出すキャッシュフローに限定するプロジェクトファイナンスが通例である。	
民間ノウハウ の発揮 (品質確保)	各業務を個別に契約のため、民間のノウハウの発揮はしにくい。	一括発注で包括契約のため、民間のノウハウの発揮はしやすい。	一括発注で包括契約のため、民間のノウハウの発揮はしやすい。	一括発注で包括契約のため、民間のノウハウの発揮はしやすい。	
スケジュール (工期)	従来どおりの発注であり、分離発注・分割契約となる。	事業者募集・選定に一定の期間を要する。当該方式による地方自治体での適用案件は少ない。	PFIに準じた方法で事業者募集・選定を行う事例が多い。	PFI法の規定による手続きを行う必要があり、民間事業者の募集・選定までに約12～15ヶ月程度かかるが、事業者の提案段階で基本設計を一定程度終えることができることや設計期間中に建設工事の準備も進められること、従来方式と比べて発注手続きの回数が少ないことから、従来方式と比較しても、供用開始までの時間はほとんど変わらない。	

教育委員会所管会計年度任用職員等の任用の専決処分について

令和5年4月1日付け教育委員会所管会計年度任用職員等の任用について、中津市教育委員会所管事務委任規則第5条の規定に基づき専決したので、同規則第6条の規定に基づきこれを報告いたします。

令和6年4月26日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

再任用・任期付・会計年度任用職員の配置状況(令和6年4月1日現在)

所属課	職名等	職務内容	人数
教育総務課	一般事務	教育総務係の所掌事務に関すること(教育総務課配置)	1
	事務補助	一般事務(教育総務課配置)	1
	学校支援員	印刷等補助、給食事務、文書の受付・整理等学校事務の支援	31
	学校用務員	環境美化、簡易な修繕等学校における用務作業	30

63

所属課	職名等	職務内容	人数
学校教育課	一般事務	学校教育課の所掌事務に関すること	2
	事務補助	一般事務(学校教育課配置)	1
	学校指導専門員	各分野(不登校・特別支援教育)における専門的な指導	2
	学校保健健康管理事務職員	学校保健に関する事務補助	1
	スクールソーシャルワーカー	課題を抱える児童生徒への環境への働きかけ、保護者・教職員等に対する相談や支援	3
	GIGAスクールサポーター	小・中学校におけるICT機器の把握・管理、使用マニュアル作成、使用方法の周知	3
	スクールカウンセラー	課題を抱える児童生徒の心理相談、保護者・教職員等に対する相談や支援	2
	不登校防止指導員	中津市適応指導教室(ふれあい学級)における児童生徒の指導	2
	中学校教諭	中学校教諭業務全般	1
	ALT	外国語指導助手	6
	国際化推進員	外国語指導助手	1
	日本語指導員	日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒への日本語指導	7
	学校図書館司書	学校図書館の管理・運営、読書・教材としての図書活用の推進、HP更新補助	25
	スクールサポートスタッフ	教員補助業務	21
	学習補助員	複式学級の一部解消、習熟度別指導等の学習支援	16
	学習指導員	複式学級の一部解消、習熟度別指導等の学習支援	5
	教育補助員	障害のある幼児・児童・生徒の学校教育活動における補助的支援	59
	登校支援員	相談室や保健室等教室以外の別室で過ごす児童生徒に対し、学習や学校生活等の支援	5
	養護教諭	養護教諭業務全般	2
	幼稚園教諭	幼稚園業務全般	3
預かり保育員	保育指導補助業務	21	
幼稚園代替	幼稚園教諭の代替	7	

195

所属課	職名等	職務内容	人数
社会教育課	事務補助	一般事務(歴史博物館配置・社会教育課配置)	4
	一般事務	中津文化協会事務・中津文化会館事務・まなびん館事務	4
	文化財調査員	発掘調査、遺物整理作業、発掘調査に伴う書類作成等	1
	社会教育指導員	各種講座の企画、運営、指導、助言等	12
	社会教育指導員(人権)	人権教育、講演、人権講座の企画、運営、指導、助言等(人権・同和対策課配置)	5
	公民館長	公民館管理、各種講座の企画、運営、指導、助言等	15
	中津市木村記念美術館館務員	美術館の管理、受付、書籍販売、展示の説明等	2
	歴史博物館専門員	歴史博物館における教育・普及業務	1
	史料館等館務員	文化財資料館の管理、受付、書籍販売、展示の説明等	14
	史料館等館務員(代替)	文化財資料館館務員の代替	2
	遺物整理作業員	発掘調査で出土した文化財の洗浄・注記・接合・実測・報告書作成補助	10
	学芸員	福澤研究及び関係機関との連携業務	1

71

所属課	職名等	職務内容	人数
小幡記念図書館	図書館司書	図書の貸出返却及びレファレンス等の館内奉仕業務、図書管理業務	17
	一般事務	図書館事務	0
	事務補助	図書館司書業務補助	2
	移動図書館職員	移動図書館車の運転・管理、移動図書館車での貸出返却業務	4
	図書館施設管理員	図書館の研修室、視聴覚室の管理・貸館業務、館内保安業務	1
	図書館配架整理職員	返却本の分類別配架及び書架整理、施設内警備業務等	1

25

所属課	職名等	職務内容	人数
体育・給食課	一般事務	体育・給食課の掌握事務に関すること	2
	事務補助	体育・給食課の掌握事務に関すること	4
	体育施設管理員	体育施設の維持管理業務	19
	宿直管理員	海洋センターの夜間運営及び緊急連絡員	2
	耶馬溪海洋センター管理員	耶馬溪体育施設の維持管理業務	5
	アクアパークスタッフ	アクアパークの運営・管理業務	11

43

計			397
---	--	--	-----



## 3月23日～4月26日 教育委員会 報告

### 3月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
23日(土)	10:00	長者屋敷官衙遺跡園名披露	長者屋敷官衙遺跡	
	14:00	上映会(児童)「ふしぎ駄菓子屋銭天堂 9」	小幡記念図書館視聴覚室	
	13:00	古代のすごろく「かりうち」大会	長者屋敷官衙遺跡	
24日(日)	13:00	生涯学習大学大学祭・閉講式	中津文化会館	
25日(月)		幼稚園卒園式	各幼稚園	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
	14:30	不滅の福澤プロジェクト推進委員会	新中津市学校	
26日(火)		修了式	各小中学校	
	13:30	新中津市学校運営委員会	本庁 庁議室	
27日(水)				
28日(木)				
29日(金)	15:00	中津市歴史博物館協議会	新中津市学校	教育長他
	16:45	教職員退職者辞令交付式	研修室	教育長他
30日(土)	13:00	「開発!〈KAIHOTSU〉-中津の古代から中世-」記念講演会	新中津市学校	
	14:00	上映会(一般)「大河ドラマが生まれた日」	小幡記念図書館視聴覚室	
31日(日)				

### 4月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(月)	13:00	第1回定例校長会議	研修室	
2日(火)	15:30	新採用教職員等服務規律研修	研修室	
3日(水)				
4日(木)				
5日(金)				
6日(土)	13:00	ダイハツ九州アリーナ改修工事完成記念式典	ダイハツ九州アリーナ	教育長他
	14:00	上映会(一般)「Coda あいのうた」	小幡記念図書館視聴覚室	
7日(日)				
8日(月)		小・中学校始業式	各小・中学校	
		幼稚園入園式	各幼稚園	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
9日(火)	11:00	生涯学習大学開講式	小幡記念図書館	
	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくちゃん」	三光コミュニティーセンター	
10日(水)		中学校入学式	各中学校	
11日(木)		小学校入学式	各小学校	
	15:00	教頭会議	研修室	
12日(金)				
13日(土)	13:30	「学び、考える教育」ワークショップ-学びの里中津と北欧教育-	新中津市学校	
	14:00	上映会(児童)「リトル・マーメイド プリンセス・セレイア」	小幡記念図書館視聴覚室	
14日(日)				
15日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
16日(火)				
17日(水)	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	
18日(木)		全国学力学習状況調査(小6、中3)	各小中学校	
19日(金)	15:30	教育課程研代表者会議	中津下毛教育会館	
20日(土)	9:00	企画展「中津の版画-武田由平の蒔いた種-(6月3日まで)」	木村記念美術館	
	13:00	「開発!〈KAIHOTSU〉-中津の古代から中世-」記念講演会	新中津市学校	
21日(日)	11:00	春のおたのしみおはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館研修室	
22日(月)				
23日(火)		大分県学力定着状況調査(小5、中2)	各小中学校	
24日(水)				
25日(木)				
26日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育長他

## 5月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(水)					
2日(木)					
3日(金)	10:00	ゴールデンウィークは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	歴史博物館	
4日(土)	14:00	上映会(児童) 「ギガントサウルス どうめいビル」	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	10:00	ゴールデンウィークは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	歴史博物館	
5日(日)	10:00	ゴールデンウィークは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	歴史博物館	
6日(月)					
7日(火)					
8日(水)	14:00	教育課程研究協議会総会・教科部会	三光中・山口小	学校教育課	
9日(木)					
10日(金)	14:00	部活動指導員辞令交付式	教育委員会室	学校教育課	
11日(土)	10:00	国際ソロプチミスト中津お茶会	歴史博物館	国際ソロプチミスト 中津	
	14:00	上映会(一般) 「お終活」	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	14:00	「中津の版画」ギャラリートーク	木村記念美術館	木村記念美術館	
12日(日)					
13日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
14日(火)	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニ ティーセンター	小幡記念図書館	
15日(水)	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
16日(木)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
17日(金)					
18日(土)	14:00	上映会(児童) 「ふしぎ駄菓子屋銭天堂8」	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
19日(日)	10:00	第29回八面山スケッチ大会	八面山野外音 楽堂等	生涯学習推進室	
20日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
21日(火)	13:00	大分県市町村教育委員会連合会総会	ホルトホール大 分	教育総務課	教育長他
22日(水)					
23日(木)	14:00	第2回定例校長会議	研修室	学校教育課	
24日(金)	14:00	「諭吉かるた あれこれ」(小学生以上)	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
25日(土)	13:30	ワークショップ「多色木版でポストカード をつくろう!」	歴史博物館	木村記念美術館	
	14:00	上映会(一般) 「満天のゴール」	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
26日(日)					
27日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
28日(火)	10:30	中津玖珠日本遺産推進協議会 総会	本庁研修室	社会教育課	教育長他
29日(水)					
30日(木)					
31日(金)					